

## 確定申告

会場	期間	受付時間
名寄税務署	2月16日(金) ～3月15日(木)	午前9時～12時 午後1時～5時
町民センター1階 子供会室	2月16日(金) ～3月14日(水)	午前9時～11時 午後1時～4時

申告書は、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】の確定申告書等作成コーナーで作成することができます。

## 名寄税務署納税相談

会場	期間	受付時間
町民センター1階 子供会室	2月20日(火)	午前9時～午後3時30分

確定申告に関する問い合わせは  
役場住民課税務係(☎32-2421)または  
名寄税務署(☎01654-2-2157)までご相談ください。

## 忘れないで申告してください

要介護認定者を対象とする障害者控除について

これまで身体障害者手帳、精神障害者手帳を有している者等が障害の程度に応じて、障害者控除、特別障害者控除の対象とされてきましたが、それに加えて介護保険法の要介護認定により普通障害、特別障害に準ずる者として町長の認定を受けた場合に、障害者等と同様に控除の対象となります。

控除を受けるためには町長が発行する認定書が必要となりますので、詳しくは保健福祉課介護保険係(☎32-2000)までお問い合わせください。

医療費控除について

納税者本人や家族のため1年間に支払った医療費の一定額(「10万円」または「所得の5%」のうち少ない方の額を医療費から引いた額)を「医療費控除」といい、所得から引くことができます。

年収200万円の高齢者の場合、所得は公的年金等控除120万円を引いた80万円。「所得の5%」は4万円です。医療費が年間12万円なら、4万円を超えた額の8万円を控除できます。

控除できる「医療費」には、介護保険料の利用者負担の一定額も含まれます。施設や事業者が発行する領収書をきちんと取っておき申告してください。

## 昨年と比べて変わった主な点

18年分の所得税については、定率減税の額が引き下げられ、定率控除前の所得税額の10%相当額(最高12万5千円)とすることとされました。

なお、19年分からは定率減税が廃止されています。これに伴い、平成19年1月1日以後に支払うべき毎月(日)の給与や賞与の源泉徴収の際に使用する税額表が改正されることとなりました。

法人が利益処分による経理をした賞与(損金経理をした役員賞与のうち損金の額に算入されていないものがあるときは、これを含みます。)について、支払の確定した日から1年を経過した日までに支払がされない場合、その支払があったものとみなして所得税の源泉徴収を行うこととされています。

なお、この改正は、会社法の施行の日(18年5月1日)以後に支払の確定した役員に対する賞与について適用されます。

勤労学生控除の対象となる専修学校及び各種学校の設置者の範囲に、文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校等を設置する者が追加されました。

損害保険料控除が改組され、居住者等の有する居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、「地震等損害」によりこれらの資産について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金を支払った場合には、(最高5万円)地震保険料控除として所得から控除されます。

なお、この改正は、平成19年分以後の所得税について適用されます。

平成十八年分の所得税の確定申告が二月十六日(金)から左記会場が始まります。期間間近になりますと、大変混雑し、長時間お待ちいただくこともあります。申告書はできるだけ自分で書いて、お早めに提出してください。



# 所得税の確定申告は 自分で書いてお早めに